

平成26年

第3回市議会定例会 議案第13号

函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に関する基準を定める条例および市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に関する基準を定める条例および市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に関する基準を定める条例および市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第19条第6号中「薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第16項」を「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項」に改める。

(市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部改正)

第2条 市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和23年函館市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「薬事法（昭和35年法律第145号）」を「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この表において「医薬品医療機器等法」とい

う。)」に、「薬事法第4条第4項」を「医薬品医療機器等法第4条第4項」に、「薬事法施行令(昭和36年政令第11号)」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この表において「医薬品医療機器等法施行令」という。)」に、「薬事法第12条第1項」を「医薬品医療機器等法第12条第1項」に、「薬事法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬事法第12条第2項」を「医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第2項」に、「薬事法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく薬事法第13条第1項」を「医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項」に、「薬事法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく薬事法第13条第3項」を「医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第3項」に、「薬事法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬事法第14条第1項」を「医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項」に、「薬事法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく薬事法第14条第9項」を「医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第9項」に、「薬事法第24条第1項」を「医薬品医療機器等法第24条第1項」に、「薬事法第24条第2項」を「医薬品医療機器等法第24条第2項」に、「薬事法第33条第1項」を「医薬品医療機器等法第33条第1項」に、「薬事法第39条第1項」を「医薬品医療機器等法第39条第1項」に、「賃貸業の」を「貸与業の」に、「高度管理医療機器等の販売業または賃貸業許可申請手数料」を「高度管理医療機器等の販売業または貸与業許可申請手数料」に、「薬事法第39条第4項」を「医薬品医療機器等法第39条第4項」に、「高度管理医療機器等の販売業または賃貸業許可更新申請手数料」を「高度管理医療機器等の販売業または貸与業許可更新申請手数料」に、「薬事法施行令第45条第1項」を「医薬品医療機器等法施行令第1条の5第

1項または第45条第1項」に、「許可証，」を「許可証または」に，「)の許可証または」を「)の許可証もしくは」に，「薬事法施行令第46条第1項」を「医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項または第46条第1項」に，「薬事法施行令第5条第4項」を「医薬品医療機器等法施行令第5条第4項」に，「薬事法施行令第6条第5項」を「医薬品医療機器等法施行令第6条第5項」に改める。

附 則

この条例は，平成26年11月25日から施行する。

(提案理由)

薬事法等の一部改正に伴い規定を整備するため